

- (5) 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態のあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者を介護する必要がある就業することが困難であること。

4 一部支給停止が適用されない期間（第24条の5）

- (1) 5年等満了月の翌月以降に一部支給停止適用除外事由に該当し、適用除外事由発生日（7月である場合は8月）の末日までに届け出た場合

適用除外事由発生日から翌年7月（適用除外事由発生日が1月から6月までの場合は当該年の7月）までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

- (2) 5年等満了月の翌月に一部支給停止適用除外事由に該当する見込みであり、5年等満了月の末日までに届け出た場合

5年等満了月の翌月から翌年7月（5年等満了月が1月から6月までの場合は当該年の7月）までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

- (3) 現に一部支給停止適用除外事由に該当し、8月31日（都道府県等の指導等を受けた場合は9月30日）までに届け出た場合

当該年の8月から翌年7月までの期間は一部支給停止が適用されないこと。

5 様式の改正

- (1) 届出書の様式を定めたこと（様式第5号の3）。
- (2) 児童扶養手当支給停止通知書の様式を改正したこと（様式第11号の3）。

IV 施行期日等

- 1 公布の日（2月8日）から施行する。

2 平成20年5月までの特例

平成20年5月末日までの間に、5年等満了月を迎える受給資格者については、届出書及び書類等の提出期限を平成20年6月末日までとする。この場合において、書類等は5年等満了月の前々月から平成20年6月末日までのいずれかの時において求職活動等をしていることを明らかにできるものとする。

- 3 改正前の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

児童扶養手当法施行令別表第一（第一条及び第八条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
 - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 四 そしやくの機能を欠くもの
 - 五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 九 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 十 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 十一 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 十三 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

※※第	号
※經由 町村名	※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日
※町村 提出 平成 年 月 日 第	※町 村 再提出 平成 年 月 日 第
<u>児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書</u>	
(ふりがな) 氏 名 -----	証書番号 第 号
住 所	
<p>次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。</p> <p>(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。</p> <p>(2) 障害の状態にある。</p> <p>(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 () により就業することが困難である。</p> <p>(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 () により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。</p>	
<p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊦</p> <p>都道府県知事 (福祉事務所長) 殿</p> <p>市 町 村 長 (福祉事務所長)</p>	
※※ 通 知	平成 年 月 日 第 号
備 考	

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過した日）又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。
また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。
- 2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類
 - イ 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを明らかにできる書類
 - ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
 - ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類
 - ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類
 - ホ 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行つたことを明らかにできる書類
 - (2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類
 - イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - ロ エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は関節結核、骨ずい炎、骨又は関節損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）
 - (3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類
医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類
 - (4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類
 - イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類
 - ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類
- 3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は（ ）内を記入してください。
- 4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第十一号の三 (第十六条関係)

(表 面)

第 号 <u>児童扶養手当支給停止通知書</u>			
受給資格者 氏 名		証書番号	第 号
受給資格者 住 所			
支給停止の 期 間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
支給停止の 金 額	円		
備 考			
あなたは、児童扶養手当法（第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2）の 規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 都道府県知事（福祉事務所長） 市 町 村 長（福祉事務所長） </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 殿 </div>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
 - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - ② 障害の状態にある。
 - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
 - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- 4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

 - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>（法第十三条の二第一項の規定により支給しない手当の額）</p> <p>第七条 受給資格者（法第十三条の二第一項に規定する受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する手当について、同項の規定により支給しない手当の額は、月を単位として、支給開始月（法第七条第一項に規定する支給開始月をいう。）の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過した日（法第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過した日）の属する月の翌月以降に法第十三条の二の規定の適用がないものとして法の規定により支給すべき手当の額に二分の一を乗じて得た額（その額が同条第一項ただし書に規定する当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額）とし、これらの額に十円</p>	<p>第五条の二（略）</p>

未滿の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(法第十三条の二第二項の政令で定める事由)

第八条 法第十三条の二第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること。
- 二 受給資格者が別表第一に定める障害の状態にあること。
- 三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業することができないことその他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること。

第九条 (略)

第十条 (略)

別表第一 (第一条、第八条関係)

第五条の三 (略)

第六条 (略)

別表第一 (第一条関係)

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等 (第十五条―第二十四条の五)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>(一) 一部支給停止の適用除外に関する届出)</p> <p>第三条の三 支給資格者（母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。）は、法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月（以下「五年等満了」という。）の翌月以降において、令第八条各号に掲げる事由に該当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月（以下「適用除外事由発生月」という。）の末日（適用除外事由発生月が七月であるときは八月末日）までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（様式第五号の三）を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 認定及び支給等 (第十五条―第二十四条の三)</p> <p>第三章 (略)</p>

が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類
イ 就業している場合 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類（適用除外事由発生月（適用除外事由発生月が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合に於ては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。）において就業していることを明らかにできる書類に限る。）

ロ 求職活動をしている場合 次に掲げるいずれかの書類（適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

(1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）を実施する機関又は職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。）において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

(2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行っていることを明らかにできる書類

ハ 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合
公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図っていることを明らかにできる書類（適用除外事由発生日において同号に掲げる活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）

二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類等

(1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにでき

る書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

2 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

3 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

この場合において、同項第一号イからハまでに掲げる書類は、同号イからハまでの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動していること又は第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

4) 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

5) 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかった場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第三条の三、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項

(準用)

第十二条の三 第三条から第六条まで（第三条の二第一項、第五条第二号及び第六条第一項第三号を除く。）、第十一条から前条まで（第十二条第三号を除く。）及び第十四条の規定は、受給資格の認定を受けた者であつて法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給を受けていないもの（以下「全部支給停止者」という。）について準用する。この場合において、第三条の二第二項中「第九条第一項」とあるのは「第九条第一項、第十条又は第十一条」と、「一部」とあるのは「全部」と、第三条の二第三項中「第九条第一項」とあるの

中「第九条第一項」とあるのは「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当証書に所事項を記載し、又は新たに児童扶養手当証書を作成し、これを受給者に返付し、又は交付しなければならない。

3| (略)

4| 手当の支給機関は、法第十三条の二第一項の規定により手当の一部を支給しないときは、児童扶養手当支給停止通知書を受給者に交付しなければならない。

5| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るた

は「第九条から第十一条まで」と、第四条の二中「手当の支給が行われている児童」とあるのは「法第九条から第十一条までの規定により手当の全部の支給が行われていない児童」と、第六条第二項第一号中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号」と、第十二条の二中「第九条及び前条の届書又は申請書」とあるのは「及び前条の届書」と、第十四条中「申請書若しくは診断書又は児童扶養手当証書」とあるのは「又は診断書」と、「提出又は返納する場合」とあるのは「提出する場合」と読み替えるものとする。

(証書の更新、支給停止の通知等)

第二十一条 (略)

2| (略)

3| (略)

(法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るため

めの活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。

(令第八条第一号に規定する求職活動等)

第二十四条の四 令第八条第一号に規定する求職活動は、公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたこと、求人者に面接したことその他就業するための活動とする。

2 令第八条第一号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、次の各号に掲げるものとする。

一 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動

二 法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又は前号に掲げる活動を行うこと。

3 令第八条第三号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 受給資格者が疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難であること。

二 受給資格者が監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態

の活動)

第二十四条の三 法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、職業訓練を受けていることその他職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。